

第16回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成26年5月20日(火)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名

4 出席委員 24名

1番 山口 忠雄	2番 関 憲夫	3番 高浦 芳一
4番 篠原 覚	5番 柳井 進	6番 渡邊 久芝
7番 渡邊 邦男	8番 積田 雅美	9番 佐久間 政男
10番 多田 總一郎	11番 山下 和彦	12番 宮嶋 十郎
13番 中川 喜一郎	14番 板倉 保	15番 佐久間 正夫
16番 奥野 政義	17番 峯下 健次	18番 川名 康夫
19番 佐久間 保夫	20番 地引 正和	21番 御園 豊
24番 渡邊 喜一	25番 笹生 猛	26番 藤井 幸光

5 欠席委員 2名

22番 葛田 吉弥	27番 福原 孝彦
-----------	-----------

6 出席事務局職員 4名

佐久間事務局長	森副参事	鈴木主幹	神作主事
---------	------	------	------

開 会

平成26年5月20日午後3時00分 開会

- 議長（中川喜一郎君） ただいまより第16回農業委員会総会を開催いたします。
ただいまの出席委員は、26名中24名出席でございますので、会議は成立しております。
次に、欠席委員の報告を申し上げます。22番、葛田委員、27番、福原委員。

議事録署名委員の指名

- 議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。
9番、佐久間政男委員、10番、多田總一郎委員を指名いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。
議案第1号の1について事務局の説明を求めます。
鈴木君。

- 事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案1ページをごらんください。本件は、平成26年4月28日付で提出がありました。申請内容につきましては、坂戸市場在住の方が同一世帯内で贈与を行いたいとするもので、土地の所在、権利関係は議案記載のとおりでございます。

権利者の営農状況につきましては、議案資料3ページに添付してございますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、同一世帯内での贈与の申請ですので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。
議案第1号の1について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定します。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題とします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 事務局の森です。議案第2号、整理番号1についてご説明いたします。

議案2ページをごらんください。本件は、市内在住の所有者が集合住宅用地として転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。なお、本件につきましては平成26年5月2日に申請書の提出がなされております。

総会資料4ページの位置図をごらんください。申請地は、
の北側に位置し、前面道路に水道管、ガス管が埋設され、周囲に医療施設などが存することから、第3種農地と判断されます。

当該地の具体的な利用については、総会資料5ページに土地利用計画図を添付しております。今回の申請書に添付しておりました土地利用計画図については、敷地内の駐車場、ごみ集積所、上下水等複数の線が細かく記載されており、主たる建築物である集合住宅をお示しすることが困難と判断したことから、当方で敷地と建物の位置関係を示す図面を作成して添付しております。この図面を横長に見ていただきまして、建物の左右にある空白の部分、こちらには駐車場を整備する計画となっております。

総会資料6ページに現地の写真を添付しております。

今回の計画地の隣接農地所有者については、コンクリートブロック土どめを設置して土砂の流出を防止し、日照及び通風を確保するとされておりまして、今回の工事で影響を及ぼすことはないことを説明して同意されているとのことでありました。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

25番、笹生猛委員。

○25番（笹生 猛君） 現地調査の報告をいたします。25番の笹生です。

5月19日午前10時より代理人の立ち会いのもと、現地を見てまいりました。現地は耕作されておらず、樹木も生えておりました。許可後は集合住宅2棟を建設するということでした。所有者も高齢であり、当地において耕作する予定もなく、また小作人などもなく、荒れておりますが、幹線道路に近くて集合住宅の建築に適するということから、集合住宅を建築し、土地の活用をしたいということでありました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、住宅とか、そういう建築物の転用は敷地の形状、建物の配置等から必要最小限度の面積である、そういう観点から審査しなさいということになっているけれども、この5ページの図面では全然寸法も入っていないし、審査のしようがないと思うのです。本来は8ページみたいに寸法があって初めて審査ができるということで、この5ページのあれではちょっとまずいのではないかなというふうに私は思います。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、何か。

○事務局（森 博君） 寸法まで記載をするという配慮がなかったことは申しわけございませんでした。ただ、申請者からいただいた図面の中から通常は配付資料を作成してあるのですけれども、今ほど申し上げましたとおり細かくいろいろなものが描かれておりまして、集合住宅用地として転用したいとする主たる住宅の位置がわかりにくいということがございましたので、今回このような形で作成をさせていただきました。敷地の面積自体は今ほどの転用面積のとおりでございます、1,300平米、長さが長いほうの面で行きますと約60メートルですが、細長くなっておりまして、細いほうの部分が20メートル強というような形の敷地の形状となっております、ここに2棟の建築で、今ほど申し上げましたとおりこの図面でいいますところの左右の部分には駐車場を設けるということで計画がなされております。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） チェックしてもらうために8ページのようなやつを添付してもらえばいいのではないかなというふうに思うのだけれども、どうですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） ご指摘のとりの対応に、今後このようなわかりにくい図面を添付するということがありましたら、ご理解いただけるような寸法を記載する等の工夫をしてみたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 3番、高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 高浦でございます。2点お聞きします。

ここの集合住宅の建設費用はどなたが持つ予定なのでしょうかとということと、世帯数、A、Bそれぞれ何世帯を予定しているのかをお聞きします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 今回の集合住宅の建築に当たりましては、整地、建築費その他といたしまして約1億4,400万円です。その費用については、借入金により賅うということでの申請でございます。

あと、入る世帯数ですけれども、8世帯と6世帯、A棟に8世帯、B棟に6世帯で合計14世帯の計

画でございます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか。ほかに質疑ございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定します。

次に、議案第2号の2について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第2号、整理番号2についてご説明いたします。

議案2ページをごらんください。本件は、市内在住の所有者が農業者住宅用地として転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成26年5月2日に申請書の提出がなされております。

総会資料7ページの位置図をごらんください。申請地は、平岡公民館の南西側に位置し、一団の広がりのある農地に接続していることから、第1種農地と判断されます。

当該地の具体的な利用については、総会資料8ページに土地利用計画図を添付しております。今回の申請者については、されており、農地の維持管理のため、の家の隣接地である当該地に住宅を建築しようとするものであります。

総会資料9ページに現地の写真を添付しております。

今回の計画地の隣接農地については、自身の農地しかなく、耕作上影響を及ぼすことのないよう施工するとのことでありました。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、渡邊久芝委員。

○6番（渡邊久芝君） 6番、渡邊です。5月17日、行政書士の 事務所の さんと現地を確認しました。現地は畑で、きれいに管理されておりました。場所は、 より現地に向かって400メ

ーターぐらい行ったところの交差点の隣です。 さんは養子で、先ほど来事務局が言われたとおり をされまして、この土地に農業の維持管理のため農家住宅の建築をしたいということでした。ほか等は、先ほど事務局が言われたとおりでございます。なお、排水は集落排水を使用するとのこと。皆さん方のご審議のほうよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第2号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定します。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。
議案第3号の1について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号、整理番号1についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が市内在住の親族から農地を使用貸借によって借り受けし、専用住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成26年5月7日に申請書の提出がなされております。

総会資料10ページの位置図をごらんください。申請地は、蔵波中学校の南側に位置しており、市街化調整区域ではありますが、宅地化の進行がされている区域に隣接していることから、第2種農地と判断されます。

建物の配置については、総会資料11ページの黒い縁取りで示すとおりであり、雨水排水については敷地内に浸透ますを設け浸透処理、汚水雑排水については合併浄化槽で処理し、隣接する両親の敷地内の雨水ますへ排水し、その後既設道路側溝へ排水される計画となっております。

総会資料12ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

25番、笹生猛委員。

○25番（笹生 猛君） 25番、笹生です。では、報告いたします。

5月19日午前11時より代理人及び譲渡人の立ち会いのもと現地を見てまいりました。現地は耕作管理されておりますが、許可後は専用住宅を建築するとのことでした。譲渡人は、現在両親と同居しておりますが、子供が大きくなったため両親の土地を借りて実家の隣に新居を建てるということでした。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号の1について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の2について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号、整理番号の2についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、市内の法人が市内在住の個人から農地を賃貸借によって借り受けし、共同住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成26年5月2日に申請書の提出がなされております。

総会資料13ページの位置図をごらんください。申請地は、袖ヶ浦駅の北東側に位置しており、市街化調整区域であります。鉄道駅に近接していることから第3種農地と判断されます。

建物の配置については、総会資料14ページの図面を横長に見ていただきまして、左側の長方形のメッシュの部分が共同住宅の建物、その右側が駐車場などとなっております。

雨水排水については、敷地内にて浸透処理し、オーバーフロー分を西側水路、図面左側の水路へ、

汚水雑排水については東側の公道、図面の右側の下水道本管に直接放流する計画となっております。
総会資料15ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

26番、藤井幸光委員。

○26番（藤井幸光君） 26番の藤井です。議案3号2の1、5条の申請です。総会資料13、14、15ページをごらんください。申請地は、今事務局の説明があったとおり袖ヶ浦駅より300メートルぐらいのところが高須寄りです。所在地は奈良輪 の、現況の地目は雑種地998平米です。譲り渡し人は奈良輪 番、 で、譲り受け人は奈良輪 番、株式会社 代表取締役、 です。5月16日午前10時に現地にて さんと代理人の の社長の説明を受けました。説明によりますと、この土地の現状のG Lを25センチほど盛り土をし、2階建て木造で8世帯の集合住宅を建設するとのことでございます。総床面積は390平米ぐらい、水は市水道、電気は東電、ガスは都市ガス、排水は先ほど申し上げましたとおり袖ヶ浦市の本管に接続して処理します。なお、ごみステーションも1基設けるという予定でございます。

以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

3番、高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。賃貸借権の設定期間というのは何年を見込んでいますか。

それと、ちょっと考えられないことなのですけれども、その権利設定が終了した後の措置、対応についてはどのように当事者は考えているのでしょうか。

以上、2点お伺いします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） まず、1点、賃貸借期間ですけれども、30年間と設定されております。具体的に申し上げますと、平成26年2月1日から平成56年1月31日までということで、30年間の設定がなされております。

この期間が終了した後のこの土地利用につきましては、こちらとしてそこまで確認はしてございませんが、譲り渡し人、 さんについては譲り受け人、株式会社 の代表取締役でありまして、同一人物でありますことから、その辺はご自身でお考えになるのかなというところで、こちらとしてはそこまで把握してございません。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 3番、高浦委員。

○3番(高浦芳一君) 3番、高浦です。ちなみに、 さんのご年齢は今何歳ぐらいの方ですか。

○議長(中川喜一郎君) 事務局、森君。

○事務局(森 博君) 67歳と申請書のほうで記載いただいております。

○議長(中川喜一郎君) そのほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございせんか。

3番、高浦委員。

○3番(高浦芳一君) 高浦です。今お聞きしたような状況の中では、アパート需要が見込まれるため
というような転用事由ではありますけれども、ますます優良農地がなくなってくるという現況がある
中で、果たして申請どおり認めてしまっているのかどうか。何か法に抵触しないからいいのだとい
うような感じの動きが見受けられますけれども、その点会長はどのようにお考えなのかお聞きします。

○議長(中川喜一郎君) 急に聞かれましたけれども、袖ヶ浦駅にすぐ直近のところ、今高浦さんご
心配のように農地がどんどん変わっていってしまうという、そういう一方では心配も高浦さんばっか
りではなくて、私自身も責任上、私も農地耕作しているわけですがけれども、できる限り農地を減らし
たくないという思いは当然持っているし、今でも変わっていない。状況によって審議した後にやむを
得ずというか、皆さんの総意によって決定をしたいなと思いますので、今お話ししたとおりでござい
ます。

ほかに討論ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号の2について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございせんか。

よって、議案第3号の2については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の3についてを議題といたしますが、議案第3号の3については議案第4号 農
地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請についてと関連がありますので、議案第3
号の3及び議案第4号の1について一括して事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局(森 博君) それでは、ご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、横浜市在住の個人が市内在住の所有者から農地を売買に
よって取得し、太陽光発電施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案

記載のとおりです。なお、本件については平成26年5月7日に申請書の提出がなされております。

総会資料16ページの位置図をごらんください。申請地は、小集団の農地であることから、第2種農地と判断されます。

土地利用計画については、総会資料17ページのとおりであり、計画区域内に192枚のソーラーパネルを設置しようとするものであり、排水については汚水雑排水は発生せず、雨水については自然浸透とする計画であります。外周にはフェンスを設置し、被害防除に努める計画となっております。

総会資料18ページに現地の写真を添付しております。

引き続き議案第4号の整理番号1についてご説明させていただきます。議案4ページをごらんください。この土地については、平成26年3月18日開催の当総会において審議していただき、許可相当としていただいた土地であります。その時点では埼玉県在住の個人が市内在住の所有者から売買により取得することとしておりましたが、その許可をいただいた太陽光発電事業を埼玉県在住の個人から横浜市在住の個人に継承するとされ、許可後の計画変更承認申請書の提出がありました。

本件については、さきに許可を得た埼玉県在住の個人が転用を完了し、その後にその運営を横浜市在住の個人に譲渡するなどということはできないのかと問いましたが、あくまでも市内の農地所有者から直接取得する方法としたいとされました。市では特異なケースであったことから、その手続について君津農業事務所に確認し、今ほどご説明いたしました議案第3号、整理番号3と議案第4号、整理番号1をあわせて提出するよう依頼し、本日皆様にご審議いただくものであります。

また、従前は市道側の農地と本件農地とも埼玉県の同一人が取得するというご審議をいただいたところなのですが、今回この土地について横浜市在住の別の所有者が取得することとなることから、代理人が担当地区農業委員さんに現地の説明をした際に、この土地への通行を確保するようにしておくことという指示をなされまして、昨日代理人から私有地通行利用契約書の提出がなされております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

21番、御園豊委員。

○21番(御園 豊君) 21番、御園でございます。補足を若干させていただきたいと思っております。

今事務局の説明ございましたことがあらかじめでございますが、本年3月の農業委員会においてこの案件が2件あったわけですが、今言われたように埼玉県の さんに一旦は売却契約されたということで、その後現地はパネルを既に張っております。ところが、今回このような事態が発生したために工事は途中で中断しております。そういった中で、この15日に代理人のほうから説明がございました。どうして直接前回契約したとおりのことがなされないのかなという話を聞いたところ、埼玉県のさんが2筆を同時購入をされたということでしたけれども、資金繰りの関係で半分をこの横浜在住の

さんに譲渡するということになったそうでございます。そして、この さんが資金繰り、銀行借入れ等の関係でどうしても土地を さんから直接取引をしていただきたいという条件が銀行側の融資の条件だということになったそうでございます。よって、この2件がちょっとややこしい説明、ややこしい状況になっておりますけれども、地元の意見とすれば、ざっと考えたところ、これは一つの土地転がしではないかなという半面が見えるわけでございます。農業委員会としては、土地そのものを開発するとか事情によって譲渡するとかということが発生するわけですが、この案件に関しては3月に両案件を埼玉の方に譲渡しておきながら、半分を今度は横浜の方に転売をするというようなことが発生したということは、どうも農地を云々ということで、農地を持っている方から直接前回一括して埼玉の方が購入されたにもかかわらず、今度は埼玉の方から横浜の方に転売になるということだそうでございますけれども、銀行の融資の都合で埼玉の方から直接でなくて、元地主から直接売買取引をしていただきたいということになるというような説明を受けましたけれども、ちょっと何かありゃこりゃしているようなことで、なかなか整理がつかないのですけれども、こんな事案でございますが、ひとつ皆さんのご審議のほどをよろしく願いたいと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

3番、高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。御園委員さんとしては、どのように評価、ご見解はお持ちでしょうか、この件に関して。

○議長（中川喜一郎君） 御園委員。

○21番（御園 豊君） 先ほどもちょっと触れましたけれども、農地を持っている農家のそれぞれの事情の中で転売等が発生するわけですが、第1回目の転売はやむを得ないとしたとしても、今度はそれを買われた方がさらに次に譲渡するということのようでございますので、その辺は、いや、これは農家が家庭の事情で一旦は売却したとしても、買われた業者がまだ農地のままの状態の中で次に譲渡して転売をするということはいかがかなと思われま。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 16番、奥野委員。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。よくわからないのですけれども、3の1のこの写真は、まだ名義変更等々 さんのままの状況の中でこの施設等は既にやっちゃってあるということなのですか。こういう書類上のあれがいかなくなっていて工事は進めてしまうということは可能なのでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 御園委員。

○21番（御園 豊君） 先ほど申し上げましたように、3月の委員会では、この土地は上、下2筆あり

まして、それを一括して埼玉の方に譲渡したわけですが、ソーラーを目的として。そのために、その埼玉の方は既に工事を着工命令をして、それで着工始めたのです。ところが、どうも話のぐあいとその2つを自分で埼玉の方は持ち切れないと。工事費が相当な金額になりますので、2つはとも工事費持ち切れないから、半分はどなたかに譲りたいという話になって、今回その横浜の方に半分は売るということになったそうです。そのために、いわゆる持ち切れないということになった時点で、工事をちょっとストップしてくれと。それで、途中までパネル張ったのですが、ストップになっているという状態だそうです。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 今ほどご説明いただいたとおりです。3月のご審議いただいて許可相当で、県に進達をして許可になったということで工事が始まっていた、パネルの設置がおおむね完成している中で、あくまでも埼玉の方がその資金上の関係からこの横浜の方に譲りたいということです。先ほどの説明の中でも申し上げましたとおり、それであればでき上がったものを埼玉の方から横浜の方が譲り受けて、そこでの発電事業をするという方法はないでしょうかということをお願いしたのですが、先ほど御園委員さんからもございましたが、横浜の方が融資を受ける関係上、埼玉の方から横浜の方への譲渡では融資が受けられないと。ですから、もともとの所有者の方から譲り受けることにしていただかないとできないですよということがあったということで、今回新たな申請というような形になっておるのですけれども、もう一つ変更のほうについては当初計画者、埼玉の方から横浜の方へその権利自体を継承するというご事でしてございますので、現地はここまで進んでいる状態ではあるのですけれども、その転用の許可を得たこと自体の権利を承継するので、特にここを一旦更地にしてもう一回ということまでは求めないということでした。

○議長（中川喜一郎君） 笹生委員。

○25番（笹生 猛君） ちょっとわからないので、教えていただきたいのですけれども、そういう事業計画までは農業委員会で守備範囲に入っていることなののでしょうか。こういう事業計画どおりにいかなくて、頓挫して、それを投機目的かもしれない、売り渡したりとかということになると、農業委員会はそこまでは見なくてもいいのか、それともそこまで見る必要があるのか、範囲でいうとどうということなののでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 農地転用の申請をされた、その申請の段階では、もちろん事業を行うための資力の担保もっております。っておりますというのは、自己資金であれば残高証明を添付していただく、融資を受けるのであれば融資の見込みの証明をとっていただいて、ただそこで事業をしたいというのではなくて、事業ができるという資力も添付していただく、またかかる費用は幾らかというの見積もりをつけていただいて、幾らかかる、それはこう担保できる、だからこの人で転用の見込みがあるであろうということで許可に向かっていくことになります。ですから、一応計画の内容を審査

はしておりますけれども、今回のようなケースまではちょっと想定はないというところが実際のところだと思います。基本的には事業を単純にしたいよという意向だけで転用の許可申請に結びつくものではなくて、こちらとしても窓口としては実行性についても確認をしておりますので、ですから非常に今回のケースは特殊なケースではあるのですけれども、通常は申請された方が申請の内容に基づいて転用をする、あるいは申請された方が何らかの事情でできなくなってしまって取り下げをするなりなんなりということはあろうかと思うのですけれども、今回は本当に特殊なケースになります。

○議長（中川喜一郎君） 笹生委員。

○25番（笹生 猛君） ということは、事業のそのものが結局甘かったということではないかということで、それで農地転用した場合に譲渡人と譲り受け人に許可をするわけですよ。その土地がどういう形で使われる、誰が使ってもいいという形ではないですよ。そうすると、そもそも一回決議したことをもう一回ここでやり直すということにどういう意味があるのかということをお教えしてもらいたいのですけれども、農業委員会で決議したものをもう一回やらなければいけない、それはどういうことなのでしょう。ちゃんと履行されないことに対して、都合が悪くなったから、もう一回直してくれということが通用するのかなのか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 今回のこの手続については、議案の第4号の1にありますとおり、譲り受け人、埼玉の方から横浜の方に継承するという手続をあわせてしていただいております。全くそこで何も事業をしなかったのに、新たに別の方が申請するという自体もあり得ると思うのです。事業ができなくなってしまった方がおられて、その土地を全く別の方がされるということは、またそれはそれであると思うのですけれども、今回はもう前の方がある程度事業は進んできて、そこでその事業完了を前にして継承するということで、非常に特殊なケースであると思います。皆様方にご審議いただき、確かに非常に首をかしげてしまうような難しいというか、特殊な案件でございますけれども、今回の譲り受け人の対応について、今ほど申し上げましたとおり私どもとして特殊なケースで取り扱いの方法がわかりません、県のほうに相談いたしましたところ、このような形で新規と継承という形の申請をあわせて上げていただくことでこの相談に対する対応ということでご指導いただきましたので、今回皆さんにご審議いただいているということになります。

説明になっていないかもしれませんが、申しわけありません。

○議長（中川喜一郎君） 積田委員。

○8番（積田雅美君） 8番、積田です。今の件なのですけれども、では畑の の の売買は一回は埼玉の さんに所有権移転しているの。移転したのを取り消して、新たにもう一回 さんから さんにやり直すということ、そういうことなの。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 登記名義上はまだ農地なので、 さんのままになっておる格好になってい

ます。ただ、さんとさんの個人間の間での契約というのは一旦もちろんあったと思われます。ですから、登記名義人としてはまださんのままになっているということです。さんには、まだ農地なので、名義は……

○8番(積田雅美君) 移転にはなっていない。

○事務局(森 博君) なっていません。

○8番(積田雅美君) 前回の資料というのは、ちょっと私持っていないのだけれども、使用貸借とか、そういうような形だったの。

○事務局(森 博君) いや、売買です。

○8番(積田雅美君) 売買で、要は名義はまだ変えていなかったということなのね。

○事務局(森 博君) はい。農地ですので、さんが農家の資格があればまたそれは別ですけども……

○8番(積田雅美君) では、仮登記か何かやっていたわけ。

○事務局(森 博君) 仮登記になったという情報がこちらに届いてございませんので、そこまではされていないと思われます。ですから、登記上はまださんのままですので、登記上はこれで完成して名義が変わると、さんから横浜のさんに変わるというような形になるのではないかと思います、登記簿上。

○議長(中川喜一郎君) 次、渡邊委員。

○24番(渡邊喜一君) 24番の渡邊ですけども、こういう転用のするとき、資金力が十分あるかどうかのチェックをあれは一つの項目になっていると思うのだけれども、そのときは、普通1反歩太陽光の発電をやると1,000万ぐらいかかるとかなんとかというふうにちらっと聞いたことあるのだけれども、そういう資金のやつは1,000万以上ちゃんと工事用の金としてあるということは確認はされたのですか。

○議長(中川喜一郎君) 事務局、森君。

○事務局(森 博君) 農地転用の申請の中で、かかる費用が幾らですよ、見積書によってその根拠が添付されております。その費用は、ではどうやって担保しますか、自己資金でやりますか、借りてやりますか、自己資金でやるのであれば残高証明書を添付していただきます。借りるのでしたら、借りたいというのではなくて、ちゃんとどこかから貸してくれるという融資の見込み証明なりをつけていただいております。ですから、当初申請いただいたときには融資の見込みの証明が埼玉の方でついていた、ですから当初は借りられる見込みであった、借りるつもりであったということであろうかと思えます。

○議長(中川喜一郎君) 3番、高浦委員。

○3番(高浦芳一君) 3番、高浦です。議案3号の整理番号3、これについては当初の3月にさかのぼって許可した案件の取り下げ、その手続がまず優先されるのではないのでしょうか。その後農地法に

基づいての手続をされるべきではないのでしょうか。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 取り下げて新規に提出をしていただくという話も窓口の相談の中でありましたが、その際には現地が更地であると、まだ着手していない状況であれば、取り下げていただいて新規に出していただく方法もあったかと思えますし、また現地を一旦農地に戻すなりの手続があるのであれば、そういう方法もあったかと思われまじけれども、現地の工事が進行している中で、この途中の状態から権利を譲るといような状況ということでございましたので、今回のような申請になってございます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

○3番（高浦芳一君） いや、納得できません。理解できません。

○議長（中川喜一郎君） 御園委員。

○21番（御園 豊君） 補足と申しますか、3月のときの申請の中には、この案件はそもそも横須賀の株式会社、たしか さんだと思います、この さんという会社が富津市で大分以前からソーラーを手がけて、地主から土地を買い、ソーラーをつくったものを事業をやる方に転売するという方法をとってきていたようであります。そして、私どもの林地区においても昨年暮れからその

さんが戸別訪問をして、土地を物色して歩いておりました。そういった中で、 さんは大きなソーラーはやらないので、こういった1反とか2反をめどとして土地を買い、そしてソーラーを設置したものを売るという方法をとっておったようであります。そういったことの中での1反のこの物件をそのような形で さんが地主さんから譲り受けるというか、約束というか、契約をしたかどうかわかりませんが、いわゆる さんが頭となって地主から買って、 さんは一切借りることはしないと。土地は買うのだと、売買を基本として、そしてこういった施設を設置したものを事業をやる方に転売するという方法で今日まで来ているようであります。ちょっと補足になりますが、現況そんなところの会社、そしてそのような生い立ちの中でのこの懸案でございます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 3番、高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。だめだという前提で論議をしているつもりはありませんが、何とか譲り渡し人、譲り受け人の意向に沿って法的にきちっと問題ないということであれば許可してあげるべきだという考えを私持っているのですが、この書面だけを見ると、先ほど言ったような3月の経過の中で、何ら手続がされないまま、もとの譲り渡し人に戻ってしまった中で、新たな譲り受け人に渡すという手続は、今の法整備の中からは考えられないのです。やるとすれば、少なくとも議案3号の整理番号3については3月に許可した譲り渡し人、譲り受け人を逆にして、もう一回もとに戻

して、それから後日または後刻というのですか、日にちを後にするか、時間を後にするかは別にして、今3ページに出されている議案として審議する、それが順序ではないでしょうか。少なくとも同じ番地で同じ面積が譲り渡し人が全く別人である、これ問題としては事務局は考えていないのですか。県庁もその旨の理解をした上で問題ないという判断なのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 済みません。一部繰り返しになりますが、非常に特異なケースでございました。市のほうでの取り扱いがわかりかねましたので、県のほうへ指導を仰ぎました。事情は全てご説明をしまして、どのような対応がございますかと。事情と、あと譲り受け人のご意向、その辺も踏まえましてのご説明をした結果、今回のような手続ということのご指導をいただきましたので、現在皆さんにご審議をいただいているところでございます。

○議長（中川喜一郎君） 16番、奥野委員。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。先ほど御園委員さんが言ったようなことが理由であれば、さんでしたっけ、その方はここには名前は出てこないけれども、当然仲介的な形のことをやっておられる、そこに料金が発生しているのではないかなと思うのですけれども、そうしていきますと1反とか、そういう少ない面積のものを、これも3月で5月ですから、どこかでき話的な気がしないでもない。そうすると、これが今特異なケースという話がありましたけれども、今後特異ではなくなる可能性も大いにあるのではないかというような気がするのです、県の指導がという話もありますけれども、ちょっと慎重に判断したほうがいいのかなという、そういう気がします。

○議長（中川喜一郎君） 現在質疑で進めているところでございますけれども、途中から討論に半ば入っているような気がします。とりあえず質疑はこの辺で打ち切りにして、その後討論に移りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はここで打ち切り、終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

積田委員。

○8番（積田雅美君） 県の指導でこういうふうにやれというような形というのは、この設備の完了時点で売電の値段が違ったり、いろいろすると思うのです。その関係があるから、そういうような形でやれというような形なのかしら。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 今回のこの案件については、売電の価格が例えば今手続すると幾らで、これが延びてしまうと幾らになってしまうからというところは一切ございませんでした。ですから、その部分の考慮はございません。ただ、純粹に埼玉の方、名前で申し上げますと、さんとさんの関係であったところをさんとさんの関係での5条の申請をいたしたいということでござ

いまして、事業が進行している今この状態で　さんから　さんにその事業の遂行の権利を継承するということのご意向を実現させるための手続はいかがかということで確認をさせていただいたところ、今ほど皆さんにご審議いただいているところでございます。

○議長（中川喜一郎君）　3番、高浦委員。

○3番（高浦芳一君）　確かに県のほうからのアドバイスをいただいたというのは何となく理解ができる部分があるのですが、途中抜けていませんか。県庁のアドバイスについては、もとに戻して、ちゃんと段取りを踏んだ中で農地法の4条、5条で手続をしてくださいねという、どこか抜けていませんか。今ここで質疑とか確認がされていた話の中で、どこか抜けていると思いませんか。大丈夫ですか。それが1つと。

私あえて会長にご意見を伺った、要するに安易に、どうしても法律上基準に合致していれば、もう農業委員会としてもやむを得ないという判断はあると思うのですが、このような案件についてはやっぱり県がこうだったからこうしますではなくて、あくまでも袖ヶ浦市農業委員会は初めてのケースであればなおさら県のアドバイスを参考にしながら袖ヶ浦市としてはどうしたらいいのかということを考えて審議をしていくべきではなからうかと思えます。奥野委員からの発言も私は十分理解できますし、また笹生委員からの農業委員会はどこまで関与すべきですか、許可だけですか、許可した案件について最後までですか、明確な回答をされていないですよ、事務局は。そういう中途半端な対応ですと、こういう案件というのはこれからたくさん出てくるのではないかと思います。ですから、総会に上げる前の議案の審査はより慎重に、議案として上げた場合には各委員が十分理解できるようにきちっとご説明していただかないと、十分理解できないのではないかと思います。ですから、ただ形式的な議案審議にしないようにしていただければと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君）　今討論を行っているところですが、ほかに。

藤井委員。

○26番（藤井幸光君）　この件は、土地の利用を農業委員会が決定して発電ソーラー装置を許可したということで、それを今度はその許可をもらった人が主導権でその後の使い道を判断するということであると、農業委員会の使命がなくなってしまうと思うのです。ですから、一応2反歩のうち1反歩使わないというのなら、ここで農業委員会が許可した分に対して袖ヶ浦市農業委員会に返却をしてもらいたいと。もとの農地に返してほしい。それが筋だと思えます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君）　事務局、何か答弁ありますか。

森君。

○事務局（森　博君）　高浦委員さんから手続が何か抜けてはいないかということのご指摘につきましては、私自身が君津農業事務所に行って今回の案件について説明をして、手続の指導をいただいております。そのいただいた指導に基づいてこの2つの申請をいただいているというところで、そ

のご指導に基づく手続をいたしたところでございます。おっしゃられたとおり、特異なケースなので、皆さんによく理解できるような説明をということで、それについては説明が不足している部分があったかもしれません。その辺については申しわけなかったのですけれども、今回のこの申請について、今ほど藤井委員さんからももともと戻してもらおうべきというご意見もございましたが、窓口で相談の際に、一旦途中までやったとはいえまた新たな譲り渡し人、譲り受け人の関係になるのであれば、それを農地に戻すというのももちろん一つの選択肢であるということはこちらでも話はしてございますが、ここまで事業を進行してきた中で、この権利を継承するのだよということでありまして、その辺の相談者からの相談内容を踏まえての相談の結果、今回のような形になってございます。非常に複雑な案件をわかりやすく説明ができずに申しわけないのですけれども、今回の案件についてはこのような状況となっております。手続的には私自身としては漏れはないものと認識しております。よろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 御園委員。

○21番（御園 豊君） ちょっと事務局に確認なのですが、3月のときは株式会社 さんの名前でこの提案をされてきたと思うのですが、 さんの名前が載っていましたね、事業者という形で。今回は、その さんからは何らこの件に関しての問いただしとか方法がこうなったとかというお話はなかったのでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） この申請の代理人は行政書士の方ですけれども、実際の現地の施工あるいは図面の作成についてはおっしゃるとおり さんでした。今回の図面についても さんが図面を引いておりまして、事業自体には関与されております。今回のこの変更の計画に当たっては、 さん自身の営業の方も農業委員会事務局にお見えになりまして、今回の事案をこのようにしたいのだということのご相談が さんからありました。こちらとしては、 さんとも さんともお話ししてございません。もちろん代理人の行政書士の方がおられますので、その行政書士の方を窓口として対応してございますけれども、一度 の方がお見えになりまして、今回どうしても双方の意向としてこういうふうにしたいのだという形で、どういう方策をとったら実現できるのだということの相談は さんからございました。それを受けまして、代理人の行政書士の方が書類をつくっていただいたというようなことでございます。

○議長（中川喜一郎君） 御園委員。

○21番（御園 豊君） それと、もう一点お尋ねしたいのですけれども、先般農林省が県に通達したかどうか、そこら辺まで確認できていないのですが、農林省発表では今全国このソーラー問題が、要は優良農地にばんばん申請が出ているということに対して農林省は危惧しまして、今後は優良農地にはソーラーの発電は自粛させるというような発表がなされたのですが、その点は県を通じて農業委員会のほうに通達あるいはそこらの意向というものが来られていますかどうか、ちょっと確認なのですが、

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 今ほどいただいたご意見につきましては、本日審議が全て終了した後その他の中で皆様方に今の状況をご説明するつもりでございましたので、そのときに改めてご説明させていただきたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 笹生さん、先どうぞ。

○25番（笹生 猛君） 本案件の審議を聞いていますと、農業委員会の議決責任というものを非常に軽んじた申請ではないかという印象を持っています。議会でも同じなのですが、審議の未決めた決議というのは非常に重いものがあり、それに対する責任というのは我々農業委員一人一人にあるものだと考えますので、それを申請者の都合で容易に変えるということは、これは農業委員会の立場とすると侮辱だと感じますので、私はこの件につきましては反対したいと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 3番、高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 高浦です。このような案件について、森さん大変ご苦労されているのはもう重々わかってはいるのですが、今回私もほぼ理解ができないので、賛成はしかねると考えていますけれども、可決されても否決されても君津農業事務所ですか、担当の方にここに来ていただいて、こういう案件についてはこういうふうに解釈できます、ですから法律上は適切ですとか、その法制度上問題ないのかをいま一度細かくご説明していただけるような方法はとれないのでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、何か。

○3番（高浦芳一君） いや、会長にお伺いします。事務局はかわいそうだから。

○議長（中川喜一郎君） いや、それは相談してということになりますから。みんなで決議されれば、また事務局と相談して書類や何か出さなければいけないと思いますけれども。

森君、何かある。

○事務局（森 博君） 今ほどいただいたご意見につきましては、もちろん法制度に基づいての指導をいただいているものと認識しております。こちらサイドの話からもう既に出ておりますので、依頼することは可能かとは思いますが、対応いただけるかどうかというところの約束までは現時点ではできかねるということになります。

○議長（中川喜一郎君） 討論大分出ましたけれども、ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

今ほど説明のありましたとおり、議案第3号の3及び議案第4号の1については関連がありますので、あわせて採決をいたしますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

議案第3号の3及び議案第4号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成どなたもいませんでしたね。

委員皆様の今慎重なご意見賜りました。この意見を集約して、不許可相当と決定します。

次に、議案第3号の4について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号、整理番号4についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が市内在住の所有者から農地を売買によって取得し、資材置き場及び駐車場用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については平成26年5月7日に申請書の提出がなされております。

総会資料19ページの位置図をごらんください。申請地は、吉野田保育所の南側に位置し、小集団の農地であることから、第2種農地と判断されます。

土地利用計画については、総会資料20ページのとおりであり、計画区域内を駐車スペース、リサイクル自動車仮置き場として利用しようとするものであり、排水については汚水雑排水は発生せず、雨水については自然浸透とし、土羽をつくり、外部への流出を防止する計画となっております。なお、車からの廃油については専門業者に依頼して引き取ってもらうため、周囲への流出などはないとのことです。

総会資料21ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

18番、川名委員。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。5月の15日9時に 測量の さんと現地で会い、説明をいただきました。それで、この場所は袖ヶ浦市の指導によって山土を削るというのは違反するのだということを書いていました。それで、パーツ置き場として使いたいということなのですが、こんなに大きな場所が必要ということいろいろ聞いたのですが、もう一カ所この さんという申請人はショールームを持っていて、そこに車は置いてあるのだけれども、そのショールームの位置は滝の口の の南側に、南側になると吉野田になるのですが、そこにショールームがあります。そのショールームに置く車のスペースがもう手いっぱいなので、それで今回

さんに申し出て、この場所を売っていただけないかということで今回の申請になったのだそうです。それで、パーツ置き場として置くのはいいのだけれども、さっきもおっしゃったように油とか、そういうのは大丈夫なのと聞いたのです。私設井戸があるので、地下水汚染されたりなんか、そういうことはないのと聞いたら、駐車場というスペースは申請書に載っていますけれども、ほ

とんどパーツ置き場として使いますので、そういう心配はないということでした。あと、こんなに広い場所が要るのって聞いたのですけれども、商売が少し上向いてきましたので、広い場所を求めたいなと思って　さんと話し合っって今回の申請に至ったということでした。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君）　説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君）　24番の渡邊です。ちょっとよく聞こえなかったのだけれども、既存の設備のほうはもう置くスペースはないという確認はされたのですか。

○議長（中川喜一郎君）　事務局、森君。

○事務局（森　博君）　既存のスペース、今ほど川名委員からもございましたが、あれは滝の口という表現でよろしいでしょうか、その隣にあります。私現地確認に行ったときには平日でございましたので、まだそこにスペースはございましたけれども、申請によりますと休日になりますと来客者の車によりまして既存のスペースがもう手いっぱいだと。ですから、ここにありますようにリサイクルをするための駐車スペースあるいは下取りをした車を置いておくスペース、これを既存のところに入れてしまうと既存のところの手いっぱいになってしまうということで、こちらのスペースを活用して対応したいということでもございました。

○議長（中川喜一郎君）　渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君）　既存の場所というのは、駐車場と資材置き場と両方利用しているのですか。

○議長（中川喜一郎君）　事務局、森君。

○事務局（森　博君）　道路に面している側については、来客者の駐車場とも使えるでしょうし、展示用の車を置く駐車場とも使えるかと思えます。奥まった部分については工場の建屋のようなものがございまして、そこで修理なりができるような状況がありました。さらにその奥には部品を置くようなスペースもございました。という状況で既存のところはありましたけれども、そこが手いっぱい、そこでは不足をするということから、今回新たなところを求めたいということでもございます。

○議長（中川喜一郎君）　渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君）　見た感じそこはもう手いっぱい、もう置けるスペースはないという、そういう感じだったのですか、見たときは。

○議長（中川喜一郎君）　事務局、森君。

○事務局（森　博君）　私がお邪魔したのは平日の昼間の時間でございまして、申請にはお客様が集中する休日にはというところがございまして、ですからそのお客様が集中する休日を私確認しておりませんので、そこまではちょっと申し上げられないのですけれども、今回の事業地が必要であるという理由は休日にはお客様が集中するので、用地が不足するというところから、求めたいということで

ございました。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の4について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第3号の4については許可相当と決定します。

議案第5号 平成26年度第2次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第5号 平成26年度第2次農用地利用集積計画承認の件を議題とします。

議案第5号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。

今回の申請は、利用権の設定が6件で、182.73アールとなっております。個々の内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書案6ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。

さんですが、申請件数が2件で、申請面積の合計は51.54アール、さんですが、申請面積は9.41アール、さんですが、申請面積は14.47アール、さんですが、申請面積は68.93アール、さんですが、申請面積は38.38アールとなっております。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

ここで、1時間半たちましたので、10分程度休憩したいと思います。この時計で40分から始めたいと思います。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第6号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第6号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認の件を議題といたします。

議案第6号について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第6号についてご説明申し上げます。

議案におきますところの5ページ、それとあと別冊で議案第6号となっておりますけれども、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価策定について、平成21年1月23日付農林水産省通知について農業委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、平成23年1月23日付にて農林水産省から通知された農業委員会の適正な事務実施について、こちらにおいて農業委員会の事務が的確に実施されることを確保するための条件整備の一環として策定が義務づけられたものでございます。

内容について若干ご説明申し上げます。本件は、平成26年3月の第14回総会におきまして点検評価の案ということでご説明して承認をいただき、農業委員会事務局、両行政センターにおける縦覧に供し、またホームページに掲載いたしまして4月1日から4月30日までの間農業者の方からの意見を求めました。その結果、意見等はございませんでしたので、冒頭申し上げましたが、3月の総会時では案であったものを案を取った形で農業委員会の点検評価ということで再度承認を求めるものでございます。

総会の席上でご意見あった部分については、26年度のところでご説明しますので、そちらについてはまた後ほど説明させていただきます。

こちらについては以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第6号について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第7号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認の件を議題といたします。

議案第7号について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について農業委員会の承認を求めるところでございます。

提案理由といたしましては、議案第6号と同じく農林水産省からの通知を受けまして策定が義務づけられているものでございます。

内容について若干ご説明させていただきたいと思っております。議案第7号につきましても第6号と同じく26年3月の総会におきまして案についてご承認いただき、農業者の方に意見を求めましたところ、こちらにも意見等ございませんでした。こちらの活動計画につきましても、3月の総会の際に農地の利用集積と申しますか、貸したい人と借りたい人のつなぎ合わせることが必要であるとのご意見をいただいております。そのご意見への対応といたしまして、議案第7号の1ページ中段、「2 平成26年度の目標案及び活動計画案」の「調査方法」の欄に「活用できる農地があれば、積極的に斡旋する」を追加し、また一番下の「4 地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成26年度の目標及び活動計画」の「調査方法」の欄にも今ほどの2の「調査方法」の欄と同じ形で書かせていただいております。それ以外につきましては、3月にお示しした内容の案を取った形で農業委員会の目標及びその達

成に向けた活動計画ということで再度承認をいただこうとするものでございます。

以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

16番、奥野委員。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。今この借りたい人、貸したい人のあっせん案件、その辺なのですけれども、地域地域で農地パトロールやっていますよね。それと、もう一つは、各農家から借りたい人、貸したい人というのが出てきますよね。それを例えばその地域パトロールやるときにこの農家からこういう貸したい希望が出ているみたいなのが要するに情報として出してもらえるか、農地パトロールやるときにこの土地がそうなのだという形の確認ぐらいできるのかなというふうに思うので、ただ単に農業委員が担当地域回るといっても漠然としていて、つかみどころがないので、そういう形ができるといいのではないかなというふうにちらっと思ったので、やってもらえれば。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、何か考えあれば。

事務局、森君。

○事務局（森 博君） 昨年度も農業委員さんのご協力いただきまして利用状況の調査をさせていただきます。まだちょっと具体的な日程等お示しするに至ってございませんけれども、今年度も調査のご協力をお願いするつもりでございます。あと、それ以外にまだはっきりと制度的に見えてまいらないのですけれども、農地中間管理事業の中で遊休農地については利用者の意向を調査しなさいよと。農地中間管理機構に貸すつもりがあるのか、利用集積で円滑化団体に貸すつもりがあるのか、それともご自身で耕作再開するつもりがあるのかとかということのアンケート調査をしなければならないというところもございます。なので、その辺との兼ね合いもございまして、今奥野委員からいただいたことに対して直接のご回答にはならないのですけれども、それらともあわせながらどういうことができいていくのかなというところは探ってまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長（中川喜一郎君） ほかの方どなたかいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第7号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

神作君。

○事務局（神作高史君） 事務局、神作です。報告第1号についてご報告いたします。

議案7ページと8ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成26年4月1日から平成26年4月30日まで1件です。

引き続きまして、報告第2号についてご報告いたします。議案9ページと10ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、こちら専決処理期間は平成26年4月1日から平成26年4月30日まで6件です。

報告は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上でございます。

その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。

事務局、何かございますか。

事務局、森君。

○事務局（森 博君） 事務局から、私のほうから2件ございます。1件は、検察庁における公判記録の閲覧についての現状でございます。

4月の総会の席上におきまして山口委員長よりご報告いただいたとおり、4月の17日に検察庁に公判記録の閲覧申請をしております。申請の際、具体的に閲覧できるまでにはどのくらいの期間要するのかということのお問い合わせをしましたところ、約1カ月ですよということの説明をいただきました。本日5月20日では既に1カ月を経過しておりまして、本日午前中に電話にて問い合わせをいたしましたが、その回答としましてはまだ準備ができないとのことであり、あとどのくらいの期間要するのかということも伺ってみたのですけれども、その期間については答えられないということの回答でございました。

続きまして、もう一点、ちょっと資料を配らせていただきたいと思います。

〔資料配付〕

○事務局（森 博君） 皆さん、資料今配付されましたでしょうか。A 3 判が 1 枚と A 4 判が 2 枚です。それでは、私のほうからご説明させていただきます。

農地の転用の取り扱いにつきまして、対応に苦慮しているところございまして、その現状を農業委員さんにご理解いただきたくご説明をいたしたく、少しお時間を頂戴いたしたいので、よろしく願います。

まず、A 3 判の資料をごらんください。転用事務指針の中から農地の区分に応じた許可基準を抜粋したものです。左側30ページの下段に第 1 種農地における農地転用についての基準が記載されており、第 1 種農地においては原則として許可することができないとされています。ただし、次のいずれかに該当する場合には例外的に許可できるとされまして、幾つかの例外規定が設けられているところがございます。第 1 種農地における太陽光発電用地への転用については、従来に対応としてはこれらの例外には該当せず不許可であるとして事務局のほうでの相談に対応してまいりました。しかしながら、昨年 7 月に千葉県農林水産部農地課の担当者から、農地所有者みずからが転用者となって集落に接続した場所において実施する農地転用については、A 3 判資料の右側31ページ中段にあります第 1 種農地の転用の例外の c の (エ) に該当するとして、転用許可の可能性があるという指導がなされまして、それ以降の転用相談についてはこの指導に基づき対応してまいりました。また、お示しはしてございませんが、平成26年 2 月20日付でやはり農林水産部長からその運用を徹底するような通知がなされておりました。しかしながら、平成26年 5 月 1 日付にて発電した電気を自己消費することを前提とすることなどの条件づけがなされ、全量売電する太陽光発電施設用地への転用は許可できないとする通知がありました。

配付しました A 4 判横長の資料をごらんください。左から右へ時系列で書いてある資料なのですが、昨年の 7 月より前については第 1 種農地では太陽光発電施設用地への転用は例外に該当しないために許可にならないとして転用相談に対応してきたところですが、昨年の 7 月以降県からの指導に基づき農地所有者みずからが転用者となる計画であるのか、相談の農地は集落に接続した場所にあるのか、これらを確認して、双方合致していれば転用許可の可能性ありとして対応してきました。しかしながら、ことしの 5 月 1 日付の県からの通知では、発電した電気を自己消費することを前提とするなどの条件づけがなされて、一般的に計画される全量売電の太陽光発電施設用地への転用は許可できないとされました。昨年 7 月以降私どもにご相談いただいた案件については、既に申請された案件、申請に向けて準備していた案件がありますが、県から伺っているところでは 5 月 1 日以降に許可、不許可を決定する案件は 5 月 1 日の通知のとおり運用をすとされ、一切の猶予措置、経過措置を設けないとのことであり、太陽光発電施設用地への転用を計画されていた方々には突然の方向転換であり、その該当者の 1 名の方からは市長への手紙が送付され、できるからできなくなったことについて農業委員会の姿勢を問われておりますが、市農業委員会事務局としても対応に苦慮しているところであり、県の取り扱いにより市農業委員会の姿勢を問われておりますが、市サイドでの

対応はあくまでも許可相当、不許可相当の意見進達しかなく、事務局としては次のような方法をご提案し、皆様方のご意見をいただきたいと思っております。

その方法としましては、今ほど配付いたしました会長名で千葉県農林水産部長宛てに文書を出して救済措置といいますが、対策を検討願おうとするものであります。

それでは、配付した文書をこの際読み上げさせていただきます。千葉県農林水産部長様ということで、農業委員会会長、中川喜一郎ということでの文書でございますが、表題としては第1種農地における農地転用の取り扱いについて。

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また日ごろ、農地転用その他農地法に関する諸手続について、ご指導いただき感謝申し上げます。

さて、平成26年5月1日付農振第201号にて通知のありました、第1種農地における農地転用の例外的取り扱いについて、当市内において下記のとおり問題が生じており、その対応に大変苦慮しております。

つきましては、下記対応策案について、ご確認いただき、問題解決につながるようご検討くださいますようお願いいたします。

なお、まことに恐れ入りますが、ご回答については、書面により送付くださいますようお願いいたしますということで、1として問題、第1種農地において、太陽光発電施設への転用は、不可能である。として農地所有者などからの相談に対応してまいりましたが、平成25年7月に農地所有者みずからが転用者となって、集落に接続した場所において実施する農地転用については、許可の可能性があると貴職からのご指導をいただき、そのご指導に基づき、農地転用相談に対応してまいりました。その後の平成26年2月20日付農地第832号では徹底を図るよう周知されたものと認識しており、その結果、数名の農地所有者において、既に転用許可を得るべく相当な準備が進められているところであります。

しかしながら、5月1日付通知において、発生した電気を自己消費することを前提とすることなどの条件づけがなされましたが、これらについては、それまでのご指導の中で一切触れられておらず、突然の方針変更と捉えております。

さらに、この通知では取り扱いを明確化したとされておりますが、具体的に運用される時期が不明であります。

2、対応策案。(1)、経過措置もしくは猶予期間を設けること。平成26年5月1日付で通知があったところですが、既に農地転用に向けて相当の準備をしている者もいることから、その適用について、一定期間の経過措置もしくは猶予期間を設ける。

(2)、平成26年5月1日以前に転用許可申請もしくは準備をしていた案件は従来扱いとすること。

平成26年5月1日以前に転用許可申請がなされているもしくは転用許可申請に向けての準備をし

ていたことが書面にて証明できる者についての申請についての審査については従来のとおりと
させていただきます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ただいま事務局から説明がありましたが、質問などはありますか。

3番、高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 事務局さん、お手元にあつたら、教えてもらいたいのですけれども、会長名で農林水産部長宛てに出すべく案文の本文中の中ほどに「さて、平成26年5月1日付け農振第201号にて通知のありました」とありますけれども、この文書は皆さん方に配付する予定はありませんか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） この文書を配付することについて、県に問い合わせをしておりますけれども、いまだしてよいという回答がございませんので、皆さんに配付してございません。農業委員さん皆さん含めて、その転用相談ある方、仮に請求があったときにお見せしていいですかということをお問い合わせをさせていただきますけれども、それを開示してよいということは今のところ回答がございませんので、今のところお示しをしてございません。

○3番（高浦芳一君） 開示してよろしいでしょうかという問い合わせはしたのですね。

○事務局（森 博君） はい。

○3番（高浦芳一君） ところが、回答がない。

○事務局（森 博君） いまだによいという回答はございません。

○3番（高浦芳一君） だめだという回答は。

○事務局（森 博君） だめだという回答も、実質的にそのもの自体の回答はございません。

○3番（高浦芳一君） そもそもこれ公文書なのですよ、県の水産部長が出した。我々こういう職にいる人であったとしても、一般県民、市民、町民は知る権利があるのですよ、これ。そんないいかげんな担当者だからこそ袖ヶ浦市農業委員会の事務局が混乱するのですよ。もっと毅然として、なぜいけないのかちゃんと問いただしたほうがいいですよ。遠慮しないほうがいいと思いますよ。というのが1つ。

それと、このペーパー、去年の7月に許可の可能性ありということで2つの事例、これは当時からこういう言葉でありましたっけ。我々にはちゃんと示されておりましたっけ。

○議長（中川喜一郎君） 森君。

○事務局（森 博君） 今ほどの文書の件は、もう一度確認させていただきます。

この横の括弧書きで2つあります所有者自身が転用者となる計画であるか、集落に接続した農地の計画であるというところで、こういう表現にしてあるのですけれども、A3の転用事務指針の抜粋のコピーの右側（エ）のところ、アンダーラインをさせていただきますけれども、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置さ

れるもの、具体的に今これに該当するであろうということで第1種農地の転用の例外に該当するでしょうということで昨年の7月から県の指導をいただいております。この具体的な解釈として、1つは農地所有者みずからが、その地域に居住する者が日常生活上または業務上必要な施設ということで、その方がやるということ、あとその後段で集落に接続しているということ、この2つが大きな条件ですよということで県からの指導をいただいて相談に対応してまいりました。それを今回のこのA4の資料の中ではちょっとかみ砕いてといいますか、こういう形で表現をさせていただきました。

○議長（中川喜一郎君） 御園委員。

○21番（御園 豊君） この県からの通達、これは先ほどちょっと触れましたけれども、農林省からの通達なのです。ですから、農林省は基本的に全国一律の伝達事項、主たる内容で通達が出てくると思うのです。だから、その中で千葉県だけが特例だとかということは恐らく通用しないと思います。それが1つと。

それと、昨年度から2件出ているという話ですけれども、1件は農業委員会通過していないでしょう。農林振興審議会にはかかった懸案がありましたけれども、とうとういまだに農業委員会に懸案かけていないでしょう。この2件というのはどれを指しているかわかりませんが、農業委員会で審議されていないものまでこの中にそれを1つとして加えるという話はおかしいのではないですか。そこら辺はどうですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） おっしゃられるとおり、もともとは農地法から来ていますので、千葉県がとかということではないのですけれども、とはいいいながらも千葉県の農地転用に関する事務を所掌している大もとは農地課になりますので、農地課の指導を受けてこちらとしても対応せざるを得ない部分がございますので、昨年の7月以降農地課さんからのご相談をしていかが対応しましょうかといったら、こういう形で転用の可能性があるよと、見込みがあるでしょうということのご指導をいただきましたので、してまいったところです。そこがこちらとしては方針変更というか、方向転換とかというふうな認識をしておりますけれども、御園委員おっしゃるとおりもともとそういう発想ではないのだということからすると、別に何が変わったわけではないということではあります。相談をされていた方からすれば、できる可能性があるねということからご準備をされるということもあったわけで、それを仮に、では全国統一の扱いをする、それでも結構だけれども、表現が余り、言葉をたくさん持っておらないので、申しわけありません、準備はするだけさせておいて、今になってできないよと言うのは、それは余り極端ではないですかということの中で、一番身近な窓口として農業委員会事務局が相談の窓口でございますので、農業委員会の姿勢が問われているところがございます。

それとあと、農業委員会を通過しているか否かの件につきましては、先月に1件審査をしていただいた案件が実際これに当たるものになります。先月大きな太陽光が1件と、 で1件ありました。その のほうがこれに当たるであろうということで、転用の許可のこの条文に照らして可能性が

あるでしょうということでの相談してまいりましたので、許可相当ということで県のほうに進達しております。それ以外の方におかれましても、実際農地転用の手続になるには太陽光については経済産業省への申し込みが必要です。東京電力との下協議が必要です。ただ単に私この土地で太陽光やりたいですよ、だから申請したいですよということでは事業の実行性の担保がありませんので、あらかじめ下協議と申しますか、経済産業省への申し込み、東京電力との協議が調っていることがその実行性を確認するものとして農地転用の申請に必要な書類として添付をお願いしております。ということからしますと、それを取りつけるに当たって準備をされている方もきっとおられるのではないかと。転用の申請は、全てが申請をしたから許可になるわけではないということは、窓口での対応の際も許可を約束するものではないというふうには申しておりますが、可能性があると申しても転用できているわけではないと申しておりますが、農地課に相談した中で転用の可能性がありますねということからすると、それは相手方はできるのだというふうに理解をされても、まあその変換はとめられるものではないだろうなという理解をしております。ですから、可能性のあるイコールできるだろうということでご準備をされていた、その方に対して突然の方針転換で何ら救済措置ない中で5月1日以降全くだめよということはちょっと極端ではないかというふうなものがございます。

○議長（中川喜一郎君） 御園委員。

○21番（御園 豊君） 森君の説明はよくわかりますけれども、ただ1件については先般農業委員会を通過しています。しかし、もう一件については農業委員会通過しないで開発審議会のほうで採決されているわけです。だから、本来は農業委員会を通過したものを農振のほうで審議するのが段取りではないかと思うのですが、いまだに農業委員会へ上程されない理由は何ですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 今御園委員さんの中にはあの案件だろうということでも描かれてお話しいただいていると思うのですけれども、先月あった案件は皆さん共通の認識だと思います。それ以外の案件で、御園委員のおっしゃる案件もあるのですけれども、それ以外の案件もあると。農振の関係については、農振の除外がなされて初めて例えば位置からして第1種農地とか第2種農地とかになるので、今農振農用地であるともう転用の例外ももっと厳しいので、農地転用は全く結びつかないのです。ですから、まず農振農用地であると農振農用地を外すお手続きをして、それが終わった後に農地転用というふうになりますので、それがまだ上がってきていないのは、それはそれで順序立ててやられていると思われま。それも含めてなのですから、それ以外にもご準備をされてきた案件があって、その準備というのももちろん農地転用の申請にまでは至っておりませんが、例えば住宅建てるという転用であったとしてもどういう間取りのどういう家を建てるのだというのもご準備をされて転用申請につながってきているのですけれども、太陽光発電施設につきましても今ほど申し上げたとおり東京電力との協議、経済産業省との協議、これができていない農地転用の相談についてはまずそれを調べて、あらかじめ事業の実行性が確認できるものを調べてからの申請ですよというふうにしてお返

していますので、そうするとそれを準備される方も中にはおられるだろうと。それが調べてから申請をされるというふうに結びつく方もおられるというふうに思います。何が何でも皆さんを救済しようという話でも一切なくて、こちらに相談いただいて、県のご指導に基づいて可能性がありますよというふうにしてきた方で既にご準備に着手されてきた方に対して、今回の5月1日からそれ以降は扱いませんよというのは余り極端ではないかということで今ご説明させていただいているところです。

○議長（中川喜一郎君） 御園委員。

○21番（御園 豊君） 森君が言わんとすることはわかりますけれども、当農業委員会としてこれを出すわけですから、この中に2件の案件に触れているわけです。私としてそこですけれども、2件どれとどれを指しているかわかりませんが、1件は先月大規模なソーラー発電ということで申請が出ましたね。それで、農業委員会は通過しましたね。その先月の案件については、農業委員会には付託されましたけれども、開発審議会のほうにはそれはまだ付託されていないですね。今までその件はやらなかったですね。ところが、もう一件の件は農業委員会には出さないけれども、開発審議会のほうではオーケーしていると。どうも話が2つあって、2つがありゃこりゃしていませんか。なぜそういうふうになりゃこりゃしているのかなと、それを確認。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 先月ご審議いただいた大規模なソーラー発電については、あそこは農振農用地を含んでおりません。なので、農林業振興審議会にかけて農振の除外という手続自体がありませんので、そちらにはかかりません。農地転用だけになります。もう一件、御園さんが多分おっしゃっている案件は、農振農用地を含んでいる計画地なので、それは農振農用地をまず外しないと農地転用の手続になりません。ですから、その外す手続がまだ現在進行形だと思われるので、それが調った後に農地転用の手続に流れからいくとなるものと思われます。ですから、先月久保田代宿地先であった大きなソーラーについては、もともと農振農用地ではないので、第1種農地だとしても山林を周りに囲んだ計画ですので、そもそも転用の例外、ここにコピーしたところには……済みません、ここにはないですね、次の32ページに例外の記載があるのですけれども、そちらの例外に該当するので、そもそもこれにはなりません、先月ご審議いただいたのは、先月ご審議いただいた大きいほうではなくて、もう一方がこれに当たるということです。

○21番（御園 豊君） では、農振除外のほうで採択されたものは、後ほど農業委員会にもかかってくるわけですね。

○事務局（森 博君） そのような形になります、手続の流れとしましては、今ほど2件、3件の特定したお話をいただいている感じがありますけれども、実際に第1種農地でご相談いただいた方が8件ぐらいおられるのです。この5月1日の方針転換、私5月1日出張しておりまして、5月の2日に相談あった方にそれぞれ連絡をしたのですけれども、その段階では仕方ないね、やむを得ないというお声も何件かはいただいたのですけれども、何でできなくなったのというお声をいただいた方も実際

におられますので、今ほど一、二件の話ということでやりとりさせていただいていますけれども、それ以外に準備に着手していた方がもしかしたらおられるかもしれない。それはなぜ準備に着手したかというのは、農業委員会に相談したところ、可能性があるよというふうな指導があったので、準備したよというふうに言われてしまえば、そのとおりなのです、実際のところ。それを農業委員会ができなくなったって言い始めたということで、農業委員会にその責任を向けられましても、こちらとしてもできるよ、可能性があるよと言って、今度できないよって、伝言ゲームではないのですけれども、それで受け取っていただける方はいいのですけれども、準備をされてきて、そんな急に方向変えられても困るよという方も実際おられるわけなのです。ですから、今回の対応については極端なのではないかなというところで、皆様にご事情をご説明してご意見をいただこうというふうに行っているところでございます。

○21番（御園 豊君） これは嘆願書ですか、要望書ですか。どういう形で出すのですか。ただ、扱いについてということで、意見として出すようなものですね、これでは。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 申しわけありません。嘆願書と要望書の使い分けまでできてございません。ただ、現状困っている状況にあるということをご理解いただいて、何らかその対応策をご検討願えないかというつもりで皆様にお示しをしたところでございます。

○21番（御園 豊君） この文書この文面そのまま出したのでは、袖ヶ浦にはこういう意見がありますねというだけで終わってしまうと思います。こうだから、こうして今までどおりやらせてくれとか、今までの指導がおかしいではないか、よって今までの進め方でやらせるべきではないかとかというような形ならいいけれども、これでは困っていますよという話ですから、この文面を何らかの格好でもっと強烈なものにしないと、県は袖ヶ浦さんからはこういう意見がありますよということだけで。

○8番（積田雅美君） ほかの市の対応はどのようなのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） まず、君津管内の話をしみますと、直接困っている案件はないというふうに聞いています。山武のほうにあるというふうには聞こえてくるのですけれども、直接どこでどういふところがなかなか教えていただけないというか、それぞれ農業事務所があって、それぞれの農業事務所ごとの対応が違うとかという話も聞くのですけれども、私どもと同じように困っているというのを直接は耳にはしておりません。

○21番（御園 豊君） 要するに中途半端で方針転換されたら困るということが趣旨なわけですがけれども、現在千葉県で東電関係約2,000件出ているそうです、ソーラーの発電の場所。そういう中で、今言われたように出すとするならば、千葉県農業委員会連合会が何かでまとめた形でこういうところ変わるような政策では困るというようなことで、今まで出したものは認めてもらいたいとか、何らかの形の文書を連合会で出さないと、県の農林部だってこういう意見が若干あるということで終わって

しまうと思います。あくまでも農林省の指導のほうが強いと思います。だから、そこら辺を本格的に農林省と闘うならば、県の連合会として要望書なり嘆願書なりを早急に出さないと、このまんま流されてしまうと思います。1つの意見ですけれども。

○議長（中川喜一郎君） ほかにご意見ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） では、質疑は打ち切りさせていただきます。

このことは、農業委員会における事案であって、千葉県農林水産部長に送付するとなると、この資料のとおり農業委員会会長名での文書になるということで、事務局のみでなく、農業委員会総意であること、そういうことで出したいなと思っております。

お諮りをしたいと思います。この文書を千葉県農林水産部長宛てに送付し、対策を講じることを検討するよう依頼することについて賛成の方挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、また見直ししましてこの文書を千葉県農林水産部長宛てに送付し、対策を講じることの検討を依頼することといたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

閉 会

○議長（中川喜一郎君） これをもちまして、第16回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後5時28分 閉会